

## 「やまふくプラス」ロゴマーク募集要項

### 1 趣旨

山梨県では、県民の方に障害に関する理解を深めていただき、障害のある方の社会参加を促進することで、障害のある方が「支援の対象」だけでなく、「共に社会をつくる大切なパートナー」となることを目指しています。また、「福祉」がより身近なものとなり、障害のある方との共生社会を実現するため、これまでの福祉に関する様々な施策を再編・統合し、「やまなし」の「ふくし」に新たな価値を加えるという意味を込めた「やまふくプラス」を展開します。

ついては、これらの福祉に関する取組に統一感と親しみやすさを加え、認知を広げていくことを目的として、「やまふくプラス」のロゴマークを募集します。

○「やまふくプラス」を進める上での共通コンセプト

◆やまふく+パートナー

- ・支援から共創へと進化する持続的な関係性モデルの構築
- ・福祉施設・企業・自治体等がネットワークとして連携

◆やまふく+デザイン

- ・従来の福祉的イメージの刷新
- ・魅力ある商品やパッケージの創出

◆やまふく+ストーリー

- ・人や仕事の背景を社会に発信し、共感の入り口を創出
- ・商品や施設の紹介を、感情に届くストーリーテリングで再構成

### 2 募集内容

「やまふくプラス」ロゴマーク

### 3 応募要件

- (1) 「やまふくプラス」が目指す趣旨を的確に表現したものであること
- (2) 3つの「+」パートナー、デザイン、ストーリーを総合的又はいずれかの要素を想起させるものであり、かつ、福祉のイメージ刷新につながる洗練されたデザインであること
- (3) 応募作品は自作かつ未発表のものであること（※生成AIの利用は不可とする）
- (4) 最小の使用想定サイズ（縦 20mm×横 20mm 程度）、白黒、単色での使用の際に判別可能なデザインであること
- (5) デジタルデータで提出する場合は、以下の仕様とすること
  - ・作品は A4 サイズに収まるものとし、解像度は 350dpi 程度とすること
  - ・作品のファイル容量は 5MB 以下とすること
  - ・ファイル形式は、JPG、JPEG、PNG 又は PDF とすること
- (6) 手書きでの応募の場合は、スキャンや写真撮影等でデータ化すること
- (7) 応募作品の元データ（フォトショップデータ、イラストレーターデータ等）は、審査が決定するまで保管し、山梨県からの要望があった際に提出すること

#### 4 募集期間

令和8年6月22日(月) ～ 令和8年7月21日(火) 午後5時

#### 5 応募方法

所定の応募フォームから必要事項を入力し、応募すること(複数作品に応募する場合は、1作品ごとに応募フォームから応募すること)

##### 【必要事項】

- ・ 応募者の氏名(フリガナ)
- ・ メールアドレス
- ・ 年齢
- ・ 郵便番号、住所
- ・ 電話番号
- ・ 職業等(学生は学校名と学年)
- ・ 応募作品
- ・ 作品の説明

#### 6 応募資格

日本国内に在住の者(未成年者は、保護者の同意を得て応募すること)

#### 7 審査方法

山梨県及び選考委員において厳正な審査・選考を行い、受賞作品を決定する。

#### 8 賞

【最優秀賞】・・・1点

- ・ 副賞5万円(ただし、高校生以下は図書カード)

【優秀賞】・・・2点

- ・ 副賞1万円(ただし、高校生以下は図書カード)

#### 9 結果発表

受賞者に直接通知するほか、県ホームページなどで発表します。

(令和8年9月中旬頃を予定)

#### 10 注意事項

- ・ 応募にかかる費用は、応募者の負担とします。その他、応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても、責任を負いかねます。
- ・ 応募作品の返却はいたしません。
- ・ 応募作品は自作かつ未発表であり、応募者が著作権を有し、第三者の著作権や商品権等の権利を侵害しないものとします(生成AIの利用は不可とする)。
- ・ 応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者間において諸問題が発生した場合、山梨

県は一切の責任を負いません。

- ・受賞作品が他者の権利を侵害することが判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。また、他者の権利を侵害する恐れがあると認められる場合も、受賞を取り消すことがあります。（受賞を取り消した場合は、進呈した副賞は返還していただくものとします。）
- ・前項に記載する受賞の取消に伴い、受賞者が受けた損失・損害等に対して、山梨県は、一切の責任を負いません。
- ・受賞作品は、必要に応じて補作を行うことがあります。
- ・受賞者は、受賞作品について山梨県が商標出願及び登録を行うことを認めるものとします。また、受賞者は受賞作品を商標出願しないこととします。
- ・受賞作品の中から、商標登録の結果を踏まえて「やまふくプラス」のロゴマークとして採用します。
- ・受賞作品に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、山梨県に帰属することとします。また、受賞作品の制作者は、受賞作品について、山梨県及び山梨県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとします。
- ・応募者に関する情報や審査過程・結果に関する問合せには応じません。

## 11 個人情報取り扱い

応募に伴う個人情報は、この事業以外の目的には使用しません。ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市区町村名まで）、職業等（又は学校名・学年）、作品の説明等を報道や県のホームページ等で発表させていただきます。

## 12 応募先

応募フォームからご応募ください。

応募フォーム <https://form.run/@yamafuku-plus>

## 13 問い合わせ先

○応募フォーム、応募手続きに関するお問い合わせ

「やまふくプラス」ロゴマーク募集事務局（(株) アドブレーション社内）

担当：佐藤・中山

お問い合わせフォーム <https://form.run/@yamafuku-plus-toiawase>

○「やまふくプラス」ロゴマークに関するお問い合わせ

山梨県福祉保健部障害福祉課 地域生活支援担当：菅原

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 電話：055-223-1461

（電話でのお問合せ時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く））

メール：[shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp)